

(その1)

収支報告書

令和5年分
開催分

(ふりがな) やくらかつおとみらいをつくるかい
1 政治団体の名称 矢倉かつおと未来を創る会

2 主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま市浦和区前地1-9-15 ルピナス浦和202号室

3 代表者の氏名 (姓) (名)
矢倉 克夫

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
中居 俊夫

事務担当者の氏名 (姓) (名)
久富 礼子

(電話) 03-6550-0401

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類 参議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名) 矢倉 克夫

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 矢倉 克夫
公職の種類	参議院議員 (現職・候補者の別) (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	(現職・候補者の別)



告示用コード				
10	06	90		

団体コード				
21	17	05		

収受	入力	枚数	
3		18	0

資金管理団体の指定の期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から
	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	3,445,867
(前年からの繰越額)	1,439,658
(本年の収入額)	2,006,209
支 出 総 額	2,628,785
翌年への繰越額	817,082

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	190,000	
(イ) (うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	16,200	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	206,200	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	206,200	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
行番号	事業の種類	金額	備考
1	矢倉かつお政経懇話会	1,800,000	令和5年12月18日 如水会館 東京都千代田区一ツ橋2-1-1
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	1,800,000	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1 件 10 万 円 未 満 の も の		9
	合 計		9

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
その他の寄附		190,000					
合 計		190,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の寄附		16,200				
合 計		16,200				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	323,870	0	
(4) 事 務 所 費	240,768	0	
小 計	564,638	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	20,000	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	243,233	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	243,233	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	1,800,914	0	
小 計	2,064,147	0	
合 計	2,628,785		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	事務所消耗品代 /	13,622	R5/1/27	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3豊洲キュー ビックガーデン	
2	事務所消耗品代	11,945	R5/3/27	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3豊洲キュー ビックガーデン	
3	事務所消耗品代	17,244	R5/4/27	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3豊洲キュー ビックガーデン	
4	事務所消耗品代 /	16,227	R5/7/27	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3豊洲キュー ビックガーデン	
5	事務所消耗品代 -	10,132	R5/8/28	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3豊洲キュー ビックガーデン	
6	事務所消耗品代 /	14,004	R5/9/27	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3豊洲キュー ビックガーデン	
7	事務所消耗品代 <	20,831	R5/11/27	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3豊洲キュー ビックガーデン	
8	事務所消耗品代 ~	14,776	R5/12/27	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3豊洲キュー ビックガーデン	
9	コピー機リース料 /	10,032	R5/10/27	三菱HCビジネスリース株式 会社	東京都港区西新橋1-3-1	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		195,057				
合 計		323,870				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	政治資金監査報酬費	44,000	R5/2/24	公認会計士・税理士 石坂事務所	東京都千代田区神田錦町2-7ステージ竹橋401	
2	各種保守サービス料金	17,317	R5/1/23	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
3	各種保守サービス料金	10,419	R5/7/21	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
4	各種保守サービス料金	30,526	R5/8/21	キャノンマーケティングジャパン株式会社	東京都港区港南2-16-6	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	138,506				
	合 計	240,768				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	会費	備考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		20,000				
合計		20,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分		5. 政治資金パーティー開催事業費	
					矢倉かつお政経懇話会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	ご案内状作成代	160,545	R5/12/14	大槻デザイン株式会社	東京都中央区湊1-8-13 1F	
2	会場費(キャンセル料)	80,000	R5/12/18	株式会社東京會館	東京都千代田区丸の内3-2-1	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	2,688				
	合計	243,233				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
					矢倉かつお政経懇話会中止に伴う会費返金代	
1	会費返金	20,000	R5/12/13	日本専門新聞政治連盟	東京都港区虎ノ門1-2-12	
2	会費返金	20,495	R5/12/13	株式会社ガイアート	東京都新宿区新小川町8-27	
3	会費返金	20,110	R5/12/14	西政会	東京都港区西新橋1-6-15	
4	会費返金	40,660	R5/12/14	日本弁理士政治連盟	東京都千代田区霞が関3-2-6	
5	会費返金	60,110	R5/12/14	全友会	東京都千代田区麴町5-1	
6	会費返金	20,270	R5/12/14	埼玉県警備業連盟	埼玉県川越市大字木野目1267-1	
7	会費返金	20,165	R5/12/14	全国社会保険労務士政治連盟	東京都中央区日本橋本石町3-2-12	
8	会費返金	20,710	R5/12/14	全国警備業連盟	東京都港区元赤坂1-1-2	
9	会費返金	20,770	R5/12/14	日本弁護士政治連盟	東京都千代田区霞が関1-1-3	
10	会費返金	20,484	R5/12/14	TKC全国政経研究会	東京都新宿区揚場町2-1	
11	会費返金	20,880	R5/12/14	太平洋セメント株式会社	東京都文京区小石川1-1-1	
12	会費返金	20,825	R5/12/14	前田道路株式会社北関東支店	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-2	
13	会費返金	20,330	R5/12/14	株式会社熊谷組首都圏支店埼玉営業所	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-80-1	
14	会費返金	40,660	R5/12/14	生コン政治協会	東京都中央区八丁堀2-26-9	
15	会費返金	40,660	R5/12/14	東関東生コン協同組合	東京都足立区千住仲町19-8	
16	会費返金	200,000	R5/12/14	キングランリニューアル株式会社	東京都千代田区神田小川町1-1	
17	会費返金	20,550	R5/12/14	株式会社関電工	東京都港区芝浦4-8-33	
18	会費返金	101,815	R5/12/14	日本高圧洗浄株式会社	栃木県河内郡上三川町上三川3224-1	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	矢倉かつお政経懇話会中止に伴う会費返金代	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
19	会費返金	20,000	R5/12/15	株式会社安藤・間	東京都港区東新橋1-9-1	
20	会費返金	40,110	R5/12/15	関東信越税理士政治連盟	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2-7	
21	会費返金	40,980	R5/12/15	東京地区生コンクリート協同組合	東京都中央区日本橋3-2-5	
22	会費返金	40,000	R5/12/15	埼玉県生コンクリート工業組合	埼玉県さいたま市南区南浦和3-17-5	
23	会費返金	40,000	R5/12/15	日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-1神谷町トラストタワー	
24	会費返金	20,330	R5/12/15	須賀工業株式会社北関東支店	埼玉県さいたま市大宮区宮町4-123	
25	会費返金	40,660	R5/12/18	株式会社大気社	東京都新宿区西新宿8-17-1	
26	会費返金	20,160	R5/12/18	一般社団法人日本RV協会	神奈川県横浜市港北区新横浜2-7-19 竹生第2ビル905	
27	会費返金	20,000	R5/12/18	日本税理士政治連盟	東京都品川区大崎1-11-8	
28	会費返金	20,770	R5/12/18	株式会社ディーファクター	東京都港区麻布十番1-9-2	
29	会費返金	20,330	R5/12/18	高砂熱学工業株式会社関信越支店	埼玉県さいたま市大宮区大宮桜木町 1-10-16シーノ大宮ノースウイング	
30	会費返金	20,490	R5/12/18	大成設備株式会社	東京都新宿区西新宿2-6-1	
31	会費返金	40,660	R5/12/18	全日本トラック事業政治連盟	東京都新宿区四谷3-6-2	
32	会費返金	20,110	R5/12/18	矢野敏樹	東京都目黒区下目黒1-8-1	
33	会費返金	40,000	R5/12/18	益田政信	東京都千代田区紀尾井町1-3紀尾井タワー	
34	会費返金	40,385	R5/12/19	大成ロテック株式会社北関東支社	埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎2-3-11	
35	会費返金	60,110	R5/12/19	立澤勝美	埼玉県吉川市旭7-1	
36	会費返金	20,440	R5/12/19	西武建設株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1-11-1	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
					矢倉かつお政経懇話会中止に伴う会費返金代	
37	会費返金	20,880	R5/12/19	全国浄化槽対策推進政治連盟	東京都新宿区市谷八幡町13	
38	会費返金	20,330	R5/12/19	一般社団法人全国銀行協会	東京都千代田区丸の内1-3-1	
39	会費返金	60,495	R5/12/20	鹿島建設株式会社	埼玉県さいたま市大宮区大門町2-118	
40	会費返金	40,660	R5/12/20	東京都生コンクリート工業組合	東京都中央区八丁堀2-26-9	
41	会費返金	20,330	R5/12/20	アルファクラブ武蔵野株式会社	埼玉県さいたま市大宮区上小町535	
42	会費返金	100,000	R5/12/20	大和ハウス工業株式会社	東京都千代田区飯田橋3-13-1	
43	会費返金	20,275	R5/12/21	小林元治	東京都千代田区霞が関1-1-3	
44	会費返金	20,605	R5/12/21	株式会社メモリード	東京都千代田区大手町2-1-1	
45	会費返金	100,000	R5/12/22	大成建設株式会社関東支店	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16	
46	会費返金	61,650	R5/12/26	三建設備工業株式会社北関東支店	埼玉県さいたま市大宮区仲町3-13-1 住友生命大宮第2ビル	
47	会費返金	20,110	R5/12/27	旭化成ホームズ株式会社	東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング	
48	会費返金	20,550	R5/12/27	H3・Lab株式会社	埼玉県さいたま市見沼区大字大谷1782-2	
49						
	その他の支出	0				
	合 計	1,800,914				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 債 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 2月 9日

政治団体の名称 矢倉かつおと未来を創る会

会計責任者の氏名 中居 俊夫 

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和6年2月2日

矢倉かつおと未来を創る会
代表 矢倉 克夫 殿

登録政治資金監査人 石坂大樹

登録番号 第1125号
研修修了年月日 平成21年4月23日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、矢倉かつおと未来を創る会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、矢倉かつおと未来を創る会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

矢倉かつおと未来を創る会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、矢倉かつおと未来を創る会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上